

燃料費手帳所持者(債権者)死亡時の請求方法 (中北保健福祉事務所)

※ 通常の請求書と、支払い証明書あるいは購入量計算書の他、以下の書類が必要です。

1月の請求時、すでに手帳所持者(債権者)が死亡されている場合	
必要な証明書類	<p><u>(ア) 申立書</u></p> <p><u>(イ) 手帳所持者の死亡日がわかる書類(戸籍謄本、死亡証明書等)</u></p> <p><u>(ウ) 原戸籍等新債権者(親族代表者)と死亡した手帳所持者の関係がわかる書類</u></p> <p>※配偶者が相続者となる場合 戸籍謄本のみで(ウ)の書類は不要です。</p> <p>※結婚して別世帯になった子どもさんが「新債権者」になる場合、戸籍謄本だけでは関係性が記載されないため、戸籍の全部事項証明書、改正原戸籍などが必要になります。</p> <p>書類については、お住まいの市役所、町役場で確認をお願いします。</p>
1月の請求後に、手帳所持者(債権者)が死亡された場合	
必要な証明書類	<p>※中北保健福祉事務所に電話の上、以下の書類をご提出ください。</p> <p><u>上記(ア)(イ)(ウ)の書類</u> ※ 上記と同様に用意</p> <p>+ 追加書類</p> <p><u>(エ) 口座振替支払変更届</u></p> <p>1月時点では、手帳所持者の方の振り込み口座を記入して請求されると思いますが、死亡後は口座が凍結して支払いできなくなります。</p> <p>新債権者(親族代表者)名義の振り込み口座を指定する様式を提出してください。</p>

※上記の他、「ご本人の手帳写し(氏名や手帳の級がわかる頁、減免済みのハンコのある頁の写し)」と、車検証写しもお持ちください。

※役所に手帳を返却済みで控えの無い場合や、廃車処理して車検証が無い場合は、控えがなくてもやむをえません。同意を取り、当所から各役所に確認させていただきます。

※ その他ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

(中北保健福祉事務所 福祉課 055-237-1418)